

告訴状

令和6年5月1日

北海道警察札幌方面千歳警察署長 殿

北海道恵庭市京町62番地1

告訴人 林 永誠

〒001-0023

札幌市北区北23条西8丁目3-33

coneco bld. 1階

札幌北商標法律事務所

電話 011-700-0700

FAX 011-700-0701

告訴人代理人弁護士 川 上 大 雅

同 弁護士 矢 嶋 史 音



住所（勤務先） 札幌市豊平区月寒東1条5丁目3番4号

職業 札幌南税務署長（退職）

被告訴人 ●●● ●●

住所（勤務先） 札幌市豊平区月寒東1条5丁目3番4号

職業 札幌南税務副署長（法人担当）

被告訴人 氏名不詳者

住所（勤務先） 札幌市豊平区月寒東1条5丁目3番4号

職業 札幌南税務署職員

被告訴人ら ● ●● (法人課税●●●●●●●●●●)

●●●● ●●● (法人課税●●●●●●●●●●)

●●● ●●● (法人課税●●●●●●●●●●)

●●● ●● (法人課税●●●●●●●●●●)

●●● ●●● (法人課税●●●●●●●●●●)

●●● ●● (法人課税●●●●●●●●●●)

### 告訴の趣旨

被告訴人らの以下の各行為は、公務員職権濫用罪（刑法193条、60条）及び強要未遂罪（刑法223条3項、1項、60条）に該当するので、被告訴人を厳罰に処することを求め、ここに告訴いたします。

### 告訴事実

被告訴人●●●●●●●●●●は、札幌南税務署長として、札幌市豊平区月寒東1条5丁目3番4号所在の札幌南税務署に勤務し、国税の賦課、徴収に関する事務を統括掌理する職務を行っていたもの、被告訴人（氏名不詳者）は、札幌南税務副署長（法人担当）として、同署に勤務し、国税の賦課、徴収に関する事務を統括掌理する職務を行っていたもの、被告訴人●●●●●、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●、●●●●●らは、同署法人課税部門の職員として、同署に勤務し、納税義務者に対する調査を担当する財務事務官を統括していたもの、被告訴人●●●●●●●●●●、●●●●●、その他氏名不詳者らは、同署法人課税部門の職員として、同署に勤務し、納税義務者に対する調査を担当していたものであるが、被告訴人らは、共謀の上、

第1 何らの根拠もないのに、北海道恵庭市京町62番地1号所在の北祥株式会社に対し、過大な課税をすることを企て、令和4年11月21日および同月30日、同社において、同社は売上除外をしてお

らず、かつ、計上していない売上を示す表として「田中集金分売上集計表」を被告訴人らへ提示していないのに、「問2 北祥の売上について適正に申告していますか。」「答2 いいえ、していません。税理士に伝えず計上していない売り上げがあります。」「問3 本日は平成28年3月期から令和4年3月期までの北祥における売上についてお尋ねします。平成28年3月期から令和4年3月期までの北祥の売上額は正しく申告されていますか。」「答3 いいえ、正しくありません。」と記載したり、告訴人が「田中集金分売上集計表」の提示をした旨の記載をしたりした被告訴人を作成名義とする質問応答記録書の確認欄、回答者欄へ告訴人に署名をさせ、もってその職権を濫用して同人に義務のないことを行わせ

第2 同年11月30日、北海道恵庭市京町62番地1号所在の北祥株式会社において、被告訴人●●●●、●●●●が告訴人に対し、「加減算事項」と題された書面を示し、何らの根拠もないのに、告訴人に対し、本来であれば約4000万円以上の売上除外を認定することも可能であるが、今回は1174万3179円の認定にとどめておくこと、認定賞与も被告訴人●●●●の裁量で同書面記載の額を半額にすることが可能であること、その場合の税額は加減算事項から141万7817円を差し引いた431万3000円となることを説明した上、「これでどうでしょうか。」などと申し向け、修正申告をするよう勧奨し、同年12月16日、札幌南税務署において、同社顧問税理士成田司に対し、何らの根拠もないのに、被告訴人●●●●が、上記「加減算事項」とは内容の異なる「加減算事項」と題された書面を提示した上、調査結果の説明及び売上除外を含んだ修正金額及び納付税額を説明して、修正申告をするよう勧奨し、同月20日、被告訴人●●●●および●●●●を上記告訴人方に臨場させ、同

人が売上除外の事実を否定しているのに、何らの根拠もなく、「一部は北祥の売上じゃないのか。」と申し向けるなど、こもごも、約1時間30分にわたって、売上除外を認めるよう説得し続けて脅迫し、同人をして、上記説得に応じなければ同人の財産等に危害を加えられるかもしれないと畏怖させ、同人に売上除外の事実を認めさせて義務のないことを行わせようとしたが、同人が上記成田及び同社顧問税理士大箸直彦に相談し、被告訴人らの主張する売上除外の事実がないことが発覚したため、その目的を遂げなかつ

たものである。

以上